

春日井市教育委員会では、市立小中学校へ就学するお子さまの保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

1 援助対象

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)
 - (2) 経済的に困りの方(準要保護)
- (2)に該当する保護者の方の所得制限は、概ね次表のとおりです。

表1 所得制限の目安(令和7年3月1日現在)

家族人数	家族構成の例	令和6年の年間所得額 (世帯全員の合計) (令和6年1月1日~12月31日)	年間収入額目安
2人	父又は母・子(小4)	約230万円	約410万円
3人	父母・子(小4)	約270万円	約470万円
4人	父母・子(中2)・子(小4)	約330万円	約560万円
5人	祖父又は祖母・父母・子(中2)・子(小4)	約370万円	約620万円

※所得額は、総所得額(給与所得控除後の金額または確定申告書の所得金額の合計)-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除で算出します。

※所得制限の目安は、生活保護基準額の1.4倍を基に算出しており、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。(表1は祖父母65歳、父母36歳、賃貸住宅に居住していることを条件としています。また、年間収入額目安は、父又は母のどちらかのみ給与収入があり、社会保険料は全国健康保険協会の令和6年度保険料率を用いて算出しています。)

2 申請方法

- (1) 申請期限及び支給開始日(※2、3月に継続申請をされた方は、再度申請する必要はありません)

	期限	認定された場合の支給日
初回受付分	令和7年5月1日(木)まで	第1学期初日から
随時受付分	初回受付分の提出日以降随時	申請書を受け付けた月の1日から

※「支給開始日」は、第1学期の初日以降に転入した時や、失業などで申請事由が発生しているときにはその日となります。また、申請事由の発生日が当該月の1日以降のときはその日とします。

初回受付分の認定結果については6月中旬頃、随時受付分については申請日の翌月下旬頃通知いたします。

- (2) 提出先 お子さまが就学する学校(郵送可。その他の提出方法は学校にご相談ください。)

小学校・中学校の両方に就学している場合は、中学校へ提出してください。

- (3) 申請書類

ア 就学援助費受給申請書(兼世帯票)(第1号様式) ※1世帯につき1枚の申請です。

イ 添付書類 ※生活保護を受けている方は不要です。

表2 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類(該当する世帯全員について)
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写し 契約者と家賃の金額を確認します。
②	令和7年1月2日以降に春日井市に転入した人がいる世帯	令和6年分源泉徴収票又は確定申告書の写し 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	令和7年度市民税・県民税申告書の写し 市役所2階市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	申立書(任意様式)及び、状況に応じた確認書類 1 失業の場合 雇用保険受給資格者証の写し等 2 収入状況激変の場合 給与明細(申請日の直近3ヶ月分) 3 その他 状況が確認できるもの

3 援助の内容

(令和7年4月1日現在)

援助費目	小学校			中学校			支給時期
	学年	1・2期分	3期分	学年	1・2期分	3期分	
学用品費	全年	各 3,880 円	3,870 円	全年	各 7,580 円	7,570 円	6月, 10月, 2月
校外活動費 (宿泊なし)	全年	2,200 円 (限度額)		全年	3,300 円 (限度額)		随時
校外活動費 (宿泊あり)	全年	4,000 円 (限度額)		2年	12,000 円 (限度額)		随時
修学旅行費	6年	25,000 円 (限度額)		3年	60,910 円 (限度額)		随時
新入学児童生徒 学用品費	1年	57,060 円		1年	63,000 円		6月
卒業アルバム代	6年	11,000 円 (限度額)		3年	10,000 円 (限度額)		2～3月
オンライン学習 通信費	全年	1・2・3期分 各 5,000 円		全年	1・2・3期分 各 5,000 円		6月, 10月, 2月
		※ただし、教育委員会からモバイルルーターの貸与を受けている方については、その貸与に係る費用を上限とします。					
学校給食費	全年	245 円 / 1食		全年	285 円 / 1食		毎月
医療費	医療機関へ直接支払います (学校において治療の指示を受けた、特定の疾病に限ります)。						9月から随時

注意

- ① 要保護の世帯は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ支給します(その他は、生活保護費から支給されます)。
- ② 「修学旅行費」、「校外活動費(宿泊あり、宿泊なし)」及び「卒業アルバム代」については、上記の金額を限度とし、学校からの実績報告に基づいて支給します。
- ③ 「新入学準備費」の支給を受けた方は、「新入学児童生徒学用品費」の支給を受けることはできません。
- ④ 「学校給食費」については、認定後、直接学校給食課へ振り込みます(申請後、保護者口座からの給食費引落しが止まりますが、認定できない場合は引き落としが再開します。また、手続き上やむを得ず引き落としした場合には、当該認定分を別途支給します)。
- ⑤ 「オンライン学習通信費」について、教育委員会からモバイルルーターの貸与を受けている方は、その貸与に係る費用を保護者に代わり納付します。
- ⑥ 「医療費」の対象は、う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等指定された疾病に限ります。
- ⑦ 添付書類が不足する場合は、支給時期のとおり支給できない場合があります。
- ⑧ 金額については、変更することがあります。

4 その他

- (1) 就学援助費は後払いです。学校で必要な費用は、先に支払うようにしてください。
- (2) 修学旅行費等の学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当することがあります。
- (3) 生活保護が開始又は廃止されたときや、世帯の状況に変化があったときは、学校に連絡してください。
- (4) 認定期間は、年度末(3月31日)までです。翌年度も引き続き援助を希望する場合は、学校からの案内にしたがって継続申請をしてください。(申請しなければ就学援助は受けられません。)
- (5) 子どもの家を利用している場合、就学援助の認定により利用料金を減免する制度があります。詳しくは、子どもの家まで問い合わせてください。
- (6) その他の支援について
 - ・こども食堂 無料又は低価格で子どもたちに食事を提供しています。
 - ・フードパントリー 食品を必要とされる方に、パンや缶詰などを無料又は低価格で提供しています。
 - ・学習塾 ボランティア講師が無償で勉強を教えています。
 詳しくは、市HP「かすがい子育て応援ガイドブック」(ページID 1002485)、「ひとり親家庭のしおり」(ページID 1034805)、「こども食堂について」(ページID 1031844)に掲載されている運営団体に直接お問い合わせください。

制度及び提出方法に関する問い合わせ先
 春日井市教育委員会 学校教育課(電話 85-6442)
 又は お子さまが就学する学校